

議案第25号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

(1) 佐倉市民体育館

(2) 佐倉市立青少年体育館

2 指定管理者となる団体

東京都中央区銀座四丁目12番15号

株式会社オーエンス 代表取締役 大木 一雄

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月26日提出

佐倉市長 巖 和 雄